

ヨコハマ グランド インターコンチネンタル ホテル 宴会・催事規約

お申込み

第1条 【仮予約】 宴会場のお申込みの際に仮予約期間を設けております。仮予約の期間は原則としてお申込み日より1週間（7日間）とさせていただきます。この期間内にホテルに開催の有無をご連絡ください。仮予約期間内に当ホテルにご連絡のない場合には、開催の意思がないものとさせていただきます。

【成約】 ご宴会等のお申し込みをいただく場合はホテルが作成した「ご確認書（ご成約）」にご署名の上、申込金を添えて提出していただき成約とさせていただきます。

申込金

第2条 ご宴会等の予約が成立した場合、申込金を頂戴いたします。申込金は、お申込み時のご宴会等見積金額の20%を基本とし、ホテルより提示させていただきます。尚、第10条に該当しお申し込みをお受けできなくなった時は、お申込金をご指定いただいた口座に利息を付けさずに振込にてご返金申し上げます。

前払金

第3条 ご宴会等に際しましては、お客様が了承された見積金額から、お支払いいただいております申込金との差額に相当する額を前払い金として、以下に定めるとおり、現金または銀行振込にてお支払いください。当該前払い金を期限までにお支払いいただけない場合、予約を解約させていただきますことがございます。

見積金額	支払期限
～300万円	開催7日前まで
300～1000万円	開催15日前まで
1000万円超～	開催1ヶ月前まで

尚、第10条に該当し宴会・催事をお受けできなくなった時、第2条のお申込金および前払金は利息を付けさずに、ご指定いただいた口座に振込にてご返金申し上げます。

宴会時間と追加室料

第4条 宴会場等の利用開始から終了迄のご契約時間（以下、宴会時間と称します）は所定の室料をお支払いいただいておりますが、この宴会時間を超過した場合は、追加室料を頂戴することになります。但し、次の会場利用時刻との関連で、使用時間の超過に応じられない場合もございますので予めご了承下さい。

有料人数の確認

第5条 お見積りの人数、及びお料理の数にご変更のある場合にはその都度ご連絡下さいますようお願いいたします。料理等を用意する人数（以下、有料人数と称します）の最終決定数は、ご宴会開催日の（土・日・祝を除く）前々日正午までご変更を承りますが、減数に関しましては最も新しいお見積りの有料人数の10%までとさせていただきます。このお申し込み者からのご通知を以って最終確認とさせていただきます。ご連絡のない場合にはお見積り書通りとさせていただきます。それ以降は手配がすべて完了いたしておりますので、人数が減少した場合でも、最終有料人数分の料金を請求させていただきます。

取消料及び期日変更料

第6条 既にご契約いただきましたご宴会・催事の取消し、及び期日変更の場合は下記の取消料及び期日変更料を頂戴いたします。期日の変更は開催予定日より90日以内とさせていただきます。それを超える場合はお取り消し扱いとさせていただきます。

一般宴会： 開催日より起算して

取消、変更日	取消料	期日変更料
申込日～91日前	最も新しいお見積総額の10%+実費諸費用	実費諸費用
90日前～31日前	最も新しいお見積総額の30%+実費諸費用	最も新しいお見積総額の10%+実費諸費用
30日前～11日前	最も新しいお見積総額の50%+実費諸費用	最も新しいお見積総額の30%+実費諸費用
10日前～3日前	最も新しいお見積総額の70%+実費諸費用	最も新しいお見積総額の50%+実費諸費用
2日前～当日	最も新しいお見積総額の全額	最も新しいお見積総額の全額

*上記取り消し料・期日変更料には、サービス料は加算されません。

*取り消し・変更いずれの場合も、手配が完了している(装飾・音響・照明・余興・レセプタント(バンケットコンパニオン)等)実費諸費用に関しては、100%料金と税金を頂戴させていただく場合がございます。

装飾・余興等の手配

第7条 宴会等に関する装飾・音響・照明・余興・レセプタント(バンケットコンパニオン)等につきましては、ホテルより指定業者に手配させていただきます。お客様が当ホテル指定以外の業者にご依頼される場合は、持込料、保管料、控室料を頂戴いたします。その際、宴会等を円滑に運営するため、事前にホテルの了解を得ていただいた後にご注文されますようお願いいたします（ホテルの事前の同意を得ずに直接業者に依頼されることはご遠慮下さい）。

直接ご依頼の業者に対する指示

第8条 ホテルの了解のもと、お客様が直接依頼された業者が行う宴会等に関連する装飾・余興などの機器、材料の搬入、搬出又は看板等のサイズ、その取付方法等の決定、また設置場所の設定等



INTERCONTINENTAL®
YOKOHAMA GRAND

につきましては、ホテルの美観や導線等を考慮し、一定のルールの下に実施していただくように、ホテル側がその業者の方々に指示させていただきます。尚、ホテル側係員が立ち会う必要がある場合には、別途、立ち会い人件費を頂戴いたします。

損害賠償

第9条 お客様（お客様側の全ての関係者を含む）及びお客様が直接依頼された業者の方々は、ホテルの施設・什器備品等を破損したり、損傷しないように十分ご注意ください。万一、施設や什器備品等に損傷等損害が発生した場合は、その修理に関してホテルより指示させていただきますので、それに合わせて速やかに修理を行うか、又はその損害賠償金をご負担下さいますようお願いいたします。

解約

第10条 当ホテルは次に掲げる場合、宴会等のお申込みをお断りするか、すでにご契約いただいた場合でも解約させていただくことがありますので予めご了承ください。

1. 宴会等に出席されるお客様が、法令又は公序良俗に反する行為におよぶ恐れがあると認められる場合、または同行為をしたと認められる場合
2. 他のお客様にご迷惑をおかけするとホテル側が判断した場合
3. 暴力団員又はその関係者、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力・又はその関係者（以下暴力団等という）である場合
4. 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体である場合
5. 宴会等に出席されるお客様の中に暴力団等に該当する者がいる場合
6. 当ホテル又はその従業員に対し、不当要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められる場合
7. 宴会等に出席されるお客様が、病毒伝播のおそれのある伝染病等の疫病に罹っていると明らかに認められる場合
8. 災害その他の不可抗力によって、施設等の利用が出来ないと認められる場合、またその復旧に要する工事等の施工ならびに点検等で事実上施設の利用ができなくなった場合
9. この“宴会・催事規約”に違反された場合

ホテルの責任

- 第11条
1. 当ホテルは、本規約に基づく宴会・催事契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行によりお客様（利用者）に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
 2. 災害その他不可抗力により、お客様（利用者）及び物品・展示品等の盗難・破損事故などの全ての事故について、当ホテルに重大な過失がない限り、当ホテルは一切責任を負いません。

禁止条項

第 12 条 次に掲げる各項目につきましては、禁止条項となっておりますので、ご遠慮下さいますようお願いいたします。

1. お客様による飲食物の持ち込み
2. 盲導犬・聴導犬・介助犬を除く犬・猫・小鳥その他の愛玩動物、家畜類等の持ち込み
3. 発火又は引火性の物品の持ち込み
4. 悪臭を発する物の持ち込み
5. 賭博等の風紀を乱す行為又は他のお客様の迷惑になるような言動
6. 備付品の移動
7. 使用目的以外のご利用
8. その他法令で禁じられている行為

駐車のご利用

第 13 条 ホテル宴会場でのご宴席にご出席のお客様が駐車場（みなとみらい公共駐車場）を利用される場合には、ホテル規定により割引券をご用意いたします。

尚、当ホテルでは、酒気を帯びて運転されるお客様へは駐車場割引券の発券をお断りいたします。別途、代行運転サービスのご手配も承っております。

また、駐車場のご利用に際しましては駐車場内に駐車場利用規則が提示されていますので、遵守ください。

個人情報の取り扱い

第 14 条 お客様よりご提供いただきました個人情報については当ホテルのプライバシーポリシーに則り、適切に取り扱います。なお、お申し出がない場合は、今後当ホテルより商品等のご案内をさせていただく場合がございますのでご了承お願い申し上げます。

その他

第 15 条 宴会及び催物の実施に際し、特別の取り決めが必要な場合には、別途覚書等の締結をお願いする場合がございます。